

第12期滋賀県人権施策推進審議会第4回会議 概要

日時：令和6年11月25日（月）10:00～11:40

場所：滋賀県庁北新館 5-A会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

大河原佳子、坂元茂樹、芝滝全弘、白石恵理子、田村和宏、中村陸、野村喜代子、日野貴博、山崎智

2 議題

- (1) 人権施策基本方針等関連施策実施状況報告方法の見直しについて
- (2) <報告事項>滋賀県パートナーシップ宣誓制度の導入後の状況について

3 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中9名出席

（うち2名（大河原委員、日野委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎資料の確認

<審議事項>

議題（1）人権施策基本方針等関連施策実施状況報告方法の見直しについて

<資料1-1～1-3および参考1に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いしたい。

皆様からのご意見等が出る前に何うが、参考1の8ページから9ページに記載されている「人権に関する相談支援体制の充実」に関して、「相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携強化を図る」ということで、「性の多様性」等、新しい人権課題に関するスキルア

ップを図られているということである。こうした取組に関して、専門家を講師に招いた研修等を実施されているのか。

事務局（人権施策推進課）

「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」の研修については、年に2～3回実施しているが、毎回、臨床心理士の先生にコーディネーターとして入っていただき、研修後の参加者アンケートの要望に基づいて、適正なテーマを選定して実施している。

例えば、「性の多様性」であれば、当事者団体の方を講師としてお招きし、ピアカウンセリングや現状での困り事等の状況についてご報告いただいている。また、発達障害や精神障害があると思われる方からの相談に関しては、精神保健福祉センターの医師を招いてお話をさせていただいたり、法的な知識がないと対応が難しい相談に関しては、弁護士を招いてお話をさせていただいたりするなど、工夫をしながら相談実務の向上につながる研修を実施している。

会長

ありがとうございます。他にご意見等はあるか。

委員

滋賀県人権センターでは計画的に相談員研修を実施しており、先週も「性の多様性」に関する研修を実施したところである。相談対応は非常に重要であり、センターの理事会でも相談の内容や傾向、対応状況等がよく話題に上ることがある。センターとしても県の補助を受けながら、相談対応をさらに充実させてまいりたい。

今回の議題に関しては、前回の会議で私が提案させていただいたものであり、事務局で対応策をよく整理して説明いただいたと感じている。3つの資料を2つに整理し、事業の具体的なイメージを報告するということであり、非常によいことであると思われるが、この方法で事務局の負担が増えることはないのか。

また、参考1の概要版資料は白書のような形でまとめられているが、この資料はどの程度利用されているのか。資料の作成に係る各課の負担はそれなりのものがあると思われるが、この審議会以外での利用の状況が分かれば教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

事務量については、2つの資料を一つにまとめて作成することになるので、資料の分量や印刷の手間は、単純に言えば2分の1になる。ただ、作業量も2分の1になるかというと、そういうものではない。また、見直しの初年度となる来年度については、それなりの事務負担が生じることになるとと思われるが、できるだけシンプルな形で資料を整理しようというものであり、一度整理をしてしまえば、後は毎年の数値の置き換えやポイントの書き換えを

行えばよく、一定の負担の軽減が図れるものと見込んでいる。具体的に何パーセントの軽減ということを上げることが難しいが、最終的には事務量を今の半分近くまで軽減することができるのではないかと考えている。

もう一点のご質問については、この審議会での報告以外に2つの利用用途があると考えている。県ではそもそも、様々な部署が人権分野に関する施策を担当しており、連携して取り組む必要がある場合でも、どこでどのような施策を実施しているのかという詳細が、なかなか分からないという実態がある。そのため、この報告資料を庁内で共有することで、他課との連携を図ることができるというのが一つである。

また、もう一点は副次的なものではあるが、各課の担当者が毎年変わる中、それぞれの課において、人権に関連する施策としてこれだけのものを実施していく必要がある、ということを確認してもらいたいと考えている。

会長

ありがとうございました。

なお、本日ご欠席の委員より、事前にメールでご意見等をいただいていると伺っているので、事務局からご紹介いただきたい。

事務局（人権施策推進課）

それでは、欠席委員からいただいたご意見等を紹介させていただく。

まず、資料1-1の2ページに関して、「見直し案にもあるように、各事業目標に対して、何がどのくらい変化したのか、見える化ができればよいと思う。数値で表示できることもあれば、感想の抜粋でもかまわないが、実施状況だけでなく、事業目標に対してどのような成果が見られたのか、あるいは見られなかったのかを表示していただければと思う」ということである。

次に、資料1-3に関して、「比較できるので見やすくなったと思うが、右から3列目の評価および次年度の方向性の箇所が読み取りづらい。結局、課題に対して何に取り組むのかが見えればよいと思う」ということである。

最後に、報告方法の見直しに関して、「報告方法は、啓発物品などがあるとイメージしやすい」ということである。

事務局としては、これらのご意見等を踏まえ、さらなる資料の見直しの検討を進めてまいりたいと考えているところである。

会長

ありがとうございました。

他にご意見等があれば、ご発言をお願いします。

委員

事務局で見直し案を丁寧に議論され、お示しいただいた。資料の統合は我々にとってもありがたいと感じている。

先程のご質問にもあったが、このような形で資料をまとめていくと、おそらく県の内部でも、他の部署に対する意見が出てくることがあると思われるが、「こういう気付きがあった」といったようなことがあれば、教えていただきたい。

また、この参考1の資料を見た時に思っていたのは、それぞれの施策の内容が分かりにくいということである。QRコードを掲載する等、「ここにこういう資料がある」といったことをお示しいただければ、より理解しやすくなるのではないか。ただ、個別の施策の内容に入り過ぎることに問題があるということもよく分かるので、可能な範囲で我々が学ぶことができる工夫をしていただけるとありがたい。

事務局（人権施策推進課）

QRコードの掲載については、これまで全く気が付いていなかった視点であるため、今後はそうした工夫も考えてまいりたい。

県の内部での気付きについては、いくつもの事例がある。例えば、要保護児童対策に関しては、子どもの人権に関する施策ということで、関係課が集まって議論する場があり、そこでは教育委員会や子ども若者部、また人権所管課として当課が関与している。また、自殺対策の協議についても、病気や生活苦等の様々な要因があるため、関係課が集まって意見交換を行っている。

国スポ・障スポについても、一過性のものではなく、そのレガシーを引き継いでいく必要があるということで、メールマガジン「じんけん通信」や様々な啓発イベント等で取り上げることで、障害者やユニバーサルデザインへの理解を深めていただけるようにしている。

また、万博に関しても、人権デュー・ディリジェンスの考え方が示されているため、商工観光労働部とも情報を共有しながら様々な施策を進めていきたいと考えている。

会長

今は飲食店での注文等でもQRコードを使うことが当たり前になっている時代なので、こうした資料だけでなく、様々な啓発でもQRコード等のツールの活用を検討いただきたい。

それでは、時間の関係もあるので、次の議題へ移りたい。

議題（2）＜報告事項＞滋賀県パートナーシップ宣誓制度の導入後の状況について

＜資料2に基づき、事務局より説明＞

会長

当審議会の委員の皆様の賛同を得て、9月より滋賀県パートナーシップ宣誓制度が導入されたが、既に9組の方々が宣誓されたということであり、大変喜ばしいと感じている。

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえ、ご意見、ご質問等があればお願いしたい。

委員

県内には宣誓制度を導入していない市町もあると思うが、県に対して宣誓を行う意義はどのように整理しているのか。

事務局（人権施策推進課）

県内では既に複数の市が制度を導入されているが、県内19市町それぞれの考え方があり、今後制度を導入するところもあれば、導入されないところもある。そうした状況の中、「導入しない」と判断された市町にお住まいの宣誓希望者については、パートナーとの関係性を公的に証明する方法がないということになるが、県が制度を導入していれば、関係性を公的に認められることが可能となる。

また、県営住宅への入居等に関しても、法律婚や事実婚と同様の関係性として取り扱われることとなり、人権が尊重された社会生活を送っていただくことが可能になるという点で、県が制度を導入する意義があるのではないかと考えている。

なお、本県では、県内のある市で宣誓済みであれば県に宣誓ができないとか、逆に県で宣誓済みであれば市で宣誓できないといったことはない。

委員

民間サービスの提供に関して、滋賀人権啓発企業連絡会では来月、県の方に講師としてお越しいただき、制度についてご説明いただく予定である。さらに、毎月発行している会員企業向けの機関誌の12月号でも、県の制度の紹介をさせていただいているところである。

また、企業によっては、社内の福利厚生制度として、パートナーシップ宣誓制度に基づく慶弔規程等を既に整備されているところもあるし、銀行であれば、住宅ローンの収入合算の対象として同性パートナーを認めるところも出てきている状況である。

色々と難しいこともあるかと思うが、最終的にはこうした民間サービスの情報をホームページでポータル的にまとまって見られるようになればよいのではないか。全国的な情報がまとめられたものを見たことはあるが、その中で滋賀県ではどんな企業がどんなサービスを提供しているかということが見られるようになるとよいと思う。

事務局（人権施策推進課）

県ホームページの情報については、他府県の事例も見ながら掲載しているところであるが、内容をより充実させていくことが望ましいと考えているため、ご意見を踏まえて対応さ

せていただきたい。

会長

ありがとうございました。

先程の議題(1)と同様、委員より事前にメールでご意見等をいただいていると伺っているので、事務局からご紹介いただきたい。

事務局（人権施策推進課）

それでは、ご紹介させていただく。

「制度の周知については、ホームページ等で行うことが可能であると思われるが、制度がないと暮らしづらいところへの直接的な周知は何かされているのか」ということである。

事務局としては、先程もご説明したとおり、ホームページをはじめ、新聞記事や広告掲載など様々な方法で行っていかうと考えており、これまでもこうした周知を行ってきたところであるが、さらに充実させてまいりたい。また、リーフレットについては、市町の窓口や啓発イベントでの配布等、広く県民の皆様にも周知することで、制度を必要とされている方にお知らせできればと考えている。

委員ご指摘の「直接的な周知」については、やり取りをさせていただいている当事者団体に制度のご案内をしたところであるが、アウトティングへの不安等、まだまだ当事者が安心して暮らせる社会状況とはなっていないとも思われるため、広く県民の皆様に向けて情報を発信することで、その中におられる当事者の方々にも伝わるよう、工夫しながら取り組んでまいりたい。

委員

資料2の3ページの県ホームページにある「10.よくある質問」について、既に9組が宣誓済みということであり、これから宣誓したいということで県に相談をされている方もおられると思うが、その中で具体的に「こういうことをしてほしい」等、現状の制度に対するさらなる要望があれば、教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

宣誓にあたっては戸籍抄本の提出等、手続き的な手間をお掛けすることがあるが、そこはやはり公的な証明を行う以上、確認させていただく必要があると考えている。

また、宣誓時にはメッセージをお書きいただき、それをホームページでご紹介させていただいているところであるが、そのメッセージやアンケートでは、「同性婚の導入を望みます」や、病院での面会等の「生活上の具体的な心配事がなくなっていくことを期待します」といったことを書いていただいている。県や行政だけで解決できる問題ではないが、県民の理解を広く求めていき、全ての人が暮らしやすい社会となるための発信を続けてまいりたい。

委員

以前、リーフレットを送っていただいたが、制度の説明とLGBTQに関する情報が分かりやすく書かれており、大変よい内容であった。我々もその内容を広めていかなければならないと考えているが、宣誓の申出をされている11組の方々については、どこでこの制度のことを知られたのか、分かる範囲でお教えいただきたい。

また、県が制度を導入されたことで、県内各市町にも波及していくとよいと考えているが、そうした広がり状況についても教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

制度をどこで知ったかということについては、アンケート等で確認していないため詳細は不明であるが、申出の方法については、県ホームページの「しがネット受付サービス」で10組、電話が1組となっており、最終的にはほとんどの方がホームページを通じて申出をされている。

なお、制度の導入にあたっては、当審議会での議論の状況や、知事の定例記者会見で発表した情報が新聞・テレビ等で報道されていることから、そうしたところでご確認いただいた方もおられるのではないかと考えている。

県内市町への波及については、現時点で「県が制度を導入したから各市町においても導入する」というところはないが、大津市では県の制度の導入に合わせて関係条例を改正され、10月から宣誓済みカップルの市営住宅への入居等が可能となった。大津市としてパートナーシップ宣誓制度を導入される予定はないと伺っているが、県の宣誓書受領証を提示することで、市のサービスが受けられるよう対応いただいたところである。

委員

この制度を制定される際、受領証を即日交付するという点で、少し難しいのではないかと印象を受けたが、宣誓済みの9組の受領証交付に要した具体的な時間を教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

宣誓者の負担をできるだけ軽減するため、即日交付に踏み切ったところであるが、基本的には事前の調整を行った上でお越しいただき、宣誓当日に2時間程度で受領証を交付させていただいている。当日だけでなく、事前の準備のご負担もあるが、当日の手続きについては、2時間から半日程度を想定していただければよいと考えている。

委員

LGBTQに関する研修等を実施する際の講師のリスト等の情報を提供いただくことは可能か。

また、宣誓済みの9組には外国人の方がいらっしゃるのか。さらに、以前も伺ったことがあるかと思うが、制度についての多言語での周知が行われているのかどうかを伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

研修等の講師のリストについては、個別にご相談いただければ、県内の当事者団体の方や、行政で実施した研修の講師等を紹介させていただくことが可能である。また、滋賀県人権センターでも研修講師の派遣事業を実施されているので、そちらにご相談いただくのもよいかと思われる。

外国人の方からの宣誓については、個々のプライバシーにも関わることもあるため、今後そうした情報を公表してもよいという方がおられればご報告したいと考えているが、本日は回答を控えさせていただきたい。

多言語での周知については、滋賀県国際協会に依頼し、同協会が発行されている外国人向け情報紙「みみタロウ」に情報を掲載させていただいたところである。

会長

日本では現在、同性婚に関する訴訟が行われており、札幌高裁および東京高裁で同性婚が認められていないのは憲法違反であるとの判決が出されている。

また、外国人に関しても、現在、日本人男性とアメリカ人男性の同性婚カップルの入管法上の取扱いに関する訴訟が最高裁に上告されている。このカップルはアメリカで同性婚をされており、入管法では「日本人の配偶者等」という在留資格が定められているが、日本では法律上、同性婚が認められていないため、その在留資格を巡って訴訟が行われている。この訴訟の判決がいつ出されるかは分からないが、国際人権法の世界では注目を集めており、インタレストグループでの研究が進められている。入管庁としては国内の法律に則って判断されるため、おそらく最高裁でもそこまで踏み込んだ判断をしないのではないかと思われるが、司法の方が状況をリードしているのは事実である。経済産業省のトランスジェンダー職員のトイレ利用に関する訴訟についても、人事院と経済産業省の取扱いは違憲であるとの判決が出されており、性的マイノリティの人権に関しては、司法の方が行政よりも進んだ判断をしている。

同性婚に関する訴訟についても、原告と被告のいずれも最高裁の判断を仰ぎたいと考えていると思われるため、来年か再来年には最高裁の判決が出されるのではないかと思われる。大変難しい問題ではあるが、人口比率で言えば、既に85%を超える自治体で同性パートナーシップ制度が導入されており、そのぐらいの人たちが制度を受け入れているものと考えられる。こうした理解が進んでいる状況が司法や行政にどのように反映されるのか、注視していく必要があると考えられる。

それでは、そろそろ時間となったので、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。事務局におかれては、本日いただいたご意見等をふまえ、人権施策基本方針等関連施策実施状況

の報告方法の見直し作業や、パートナーシップ宣誓制度の円滑な運用に向けた取組を進めていただくようお願いしたい。

(以上)